細則別記第１２号様式の３（北海道都市計画法施行細則第１５条の４関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 都市計画法第43条第３項の規定により、 | 建築物  第一種特  定工作物 | の | 新　　　築  改　　　築  用途の変更  新　　　設 | の協議 |   をします。    　　　年　　月　　日  室　蘭　市　長　様    協議者　職　氏名 | | |
| １　建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積 | |  |
| ２　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途 | |  |
| ３　改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途 | |  |
| ４　建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第１号から第10号まで又は政令第36条第１項第３号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由 | |  |
| ５　その他必要な事項 |  | |
| ※　受付番号 | 年　　　月　　　日　　　　第　　　　　号 | |
| ※　協議成立 | 年　　　月　　　日　　　　第　　　　　号 | |

備考　１　※印のある欄は記入しないこと。

２　「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

追加［平成19年規則107号］